

二重責任の原則の淵源

松 本 祥 尚

目 次

- I. はじめに
- II. わが国監査基準における二重責任の原則の位置付け
 - II-1. 経営者による財務諸表作成の根拠と監査人の監査意見表明の根拠
 - II-2. 二重責任の原則の意味
 - II-3. わが国二重責任の原則に対する理解
- III. 責任区分を要請する拠処
 - III-1. Cornucopia Gold Mines ケース
 - III-2. Interstate Hosiery Mills ケース
- IV. おわりに
- 参考文献

I. はじめに

財務諸表監査における根本原則として捉えられる二重責任の原則は、財務諸表を作成する責任が経営者にあり、監査意見の表明に関する責任が監査人にあるという、経営者と監査人の間における責任の分担を示す基本原則とされる。わが国で初めて、1950年監査基準¹⁾ の第一 監査一般基準において「六 監査人は、財務諸表に対する意見に関して責任を負うのであって、財務諸表の作成に関して責任を負うものではない。」と規定した。そして、このような原則を「二重責任（dual responsibility）の原則と名づける。……こうして財務諸表は、監査人と経営者による二重の責任によつて支えられ、社会的信頼を与えられるにいたるのである。」（岩田 1950a, 22; 黒澤他 1956, 7）と、当該一般基準に関する解説において、わが国で初めて二重責任の原則という用語が用いられた。

この二重責任の原則は、監査意見以外の事項を監査報告書に記載するように監査人に監査基

1) わが国最初の監査基準は、1950年経済安定本部企業会計審議会から公表された、監査基準および監査実施準則の中間報告であり、監査基準を扱った第三部会会长は岩田 巍氏であった。また審議会幹事には、飯野利夫氏、江村 稔氏が含まれている。なお、黒澤 清氏は、会計基準を扱う第一部会会长であった。

準が要請しようとする際には、必ず持ち出され「そのような記載は二重責任の原則に抵触する」といった主張が展開される根拠となってきた。それが典型的に現われたのが2018年改訂監査基準で導入された「監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters: 以下、KAM）」に関する議論である。

2018年改訂監査基準は、利用者に対する監査人からの情報提供の1つとしてKAMを導入し、KAMとして記載される内容には、監査人が監査業務の過程で監査上、特に注意を払った事項であり、当該事項の内容、そのように判断した理由、ならびに監査上の対応が該当する、とした。さらにもし公表されていない企業に関連する情報がKAMに相当すると判断された場合に、経営者に追加開示を促した上で、公表により犠牲になる企業の私益よりも公益の方が大きいと衡量された場合、監査人にKAMとして記載することを求めた。

この経営者による未公表の企業オリジナルの会計上の情報を監査人が監査報告書に記載することについて、二重責任の原則に違反するとか抵触するといった懸念が一部から上がった。このような懸念は、責任分担の状態ないし事実関係を示す二重責任の原則を「経営者が提供すべき会計上の情報を監査人が提供してはならない」と理解するものがいることに起因すると解される。

そこで、本稿では、二重責任の原則という概念が、わが国でどのような趣旨で導入されたのか、またそもそも何を起源とし、どのような根拠と趣旨を前提としていたのか、を明らかにすることを目的にする。

II. わが国監査基準における二重責任の原則の位置付け

II-1. 経営者による財務諸表作成の根拠と監査人の監査意見表明の根拠

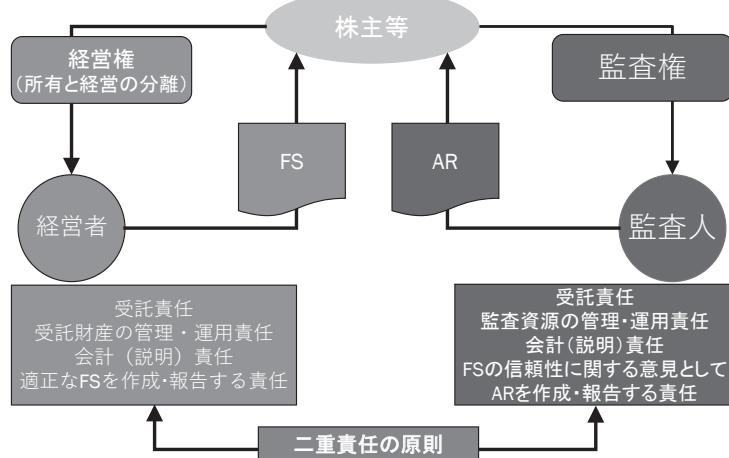
そもそも経営者が株主に対して財務諸表を作成し提供しなければならないのは、二重責任の原則に基づくものであろうか。所有と経営が分離した株式会社において、株主と経営者との間には默示的契約関係に基づく財産の委託・受託の関係が存在する。このため受託者である経営者には、委託者である株主から預かった財産を株主の利益となるように管理・運用する責任という受託責任がある。またその受託責任を適切に履行していることを、委託者である株主に対して株主総会の場で報告する説明責任を経営者は負っている。このような利害調整の観点からすると、経営者が株主に対して財務諸表を作成して提供するのは、株主に自らの負う受託責任を解除してもらうために果たす説明責任履行の一環であって、二重責任の原則があるからではない。換言すれば、二重責任の原則が経営者に対して財務諸表の作成を要求しているのではない。

一方、監査人についても、株主総会において選任された時点で監査権を株主から委託され、経営者が説明責任履行のために作成した財務諸表の適正性に関して意見を表明することを期待

される。この観点からすると、監査人にも株主に対する受託責任が生じ、当該責任を適切に履行したことを見示すために説明責任を果たさねばならない。すなわち、監査意見を含む監査報告書を説明責任履行の一環として作成し、株主に提供しその利害調整を支援することが求められる。つまり利害調整支援を目的とした監査では、監査人の監査意見の表明は自らの説明責任に基づくものであり、二重責任の原則に基づくものではない。

経営者による財務諸表の作成と監査人による監査意見の表明は、委託者と受託者の関係から〔図表1〕のように捉えられる。

〔図表1〕 経営者と監査人の責任の根拠



(出所) 筆者作成

以上のように、〔図表1〕における二重責任の原則は、経営者と監査人のそれぞれが株主に対して負う受託責任ならびに説明責任の履行の結果、財務諸表の作成と監査意見の表明が行なわれている状態ないしは事実関係を指しているのであり、二重責任の原則によって新たな責任が経営者と監査人に賦課されるわけではない。

II-2. 二重責任の原則の意味

わが国において「二重責任の原則」なる概念は、1950年旧監査基準の第一 監査一般基準 六で「監査人は財務諸表に対する意見に関して責任を負うのであって、財務諸表の作成に関して責任を負うものではない。」と初めて規定され、当該規定が「二重責任の原則」²⁾として詳解された（岩田 1950a, 22）。その後、当該規定は、「監査の意義、効果または任務の範囲を明確に

2) 当時の「二重責任」という用語の意味については、朴（2015）で詳細に検討されている。

せんとする啓蒙的な規定」（岩田 1950b, 1）との理解から、五（監査意見の性質）及び七（不正過失への対応）・八（鑑定との関係）とともに削除され、1956年新監査基準には明示的には引き継がれなかった。

しかしながら、このような経営者の責任と監査人の責任は区別されるという考え方が捨て去られたわけではなく、監査基準には默示的に引き継がれてきた。また「財務諸表に対する意見に関して責任を負う」という文言は、単に監査人の意見だけを指すのではなく、「範囲区分の所見も、意見区分の所見も、いずれも広義においては、『監査人の意見』であり、両者は不可分に結び付いているのであるが、監査人の意見の最も主要な要素は、財務諸表の適正性に関する所見である。これを狭義において『意見』と名づける」（黒澤 1957, 55-56）という説明に現われているように、監査報告書そのものが広義の監査意見と理解され、それに対して監査人が責任を負うことは、監査基準設定当初から当然とされている。この結果、「監査報告書は、監査の結果として、財務報告に対する監査人の意見を表明する手段であるとともに、監査人が自己の意見に関する責任を正式に認める手段」なのであり、この場合の「責任」と「手段」の対象は、意見の記載区分だけでなく監査報告書全体を指していることになる。

つまり、監査報告書の背景にある二重責任の原則は、旧監査基準の段階から当時の解説の中で用いられており、新監査基準に関連して「監査人は、十分な監査の結果に基いてなした財務諸表に対する意見に対して責任を負うのであって、財務諸表そのものに対して責任を負うものではないこと。財務諸表の作成に関する責任は、あくまで会社の経営者が負わなければならぬのである。これを二重責任（dual responsibility）と名づける。」（黒澤他 1956, 7）として定着してきた。

特に「財務諸表は誰が作るのか・誰のものか」という議論において、下記のような理解が披瀝されている（岩田 1954, 23）。

「……これ〔財務諸表〕は当然会社が作成するものであって、会計士は会社が提出する財務諸表を検査するのだと思い込んでいる人が少なくないようだからである。」

「本来監査ということは、一種の批評に属することであるから、自ら作ったものを自ら監査するのでは意味がないと考えるのは至極自然である。従って通例は会計士が会社に代って作るのだといったら、奇異に感ずる人が多いことであろう。監査の経験に乏しいわが国ではそう考えるのもあながち無理ではない。独逸でも強制監査制度が誕生した1930年頃には、貸借対照表は会社の経理部が作って提出するのか、或いはその作成は監査人に任せるとについて議論が戦わされたことがあったのである。」

「……米国では依頼人の財務諸表を会計士が通常作成するところから、財務諸表は誰のものかということが問題になって、喧しい論議の対象となったことがある。すなわち実際に作成した会計士の財務諸表なのか、依頼人たる会社の財務諸表なのかということである。問

題の本質的ポイントは財務諸表に関する責任は誰にあるかということである。」

「公式に採択された解釈は、財務諸表の内容に関する責任は会社の経営者にある。財務諸表は会社の経営者の業績を表示するものだからである。勿論外部の監査人はその報告書に記載した財務諸表の適否に関する意見について責任を有する。……誰が実際に財務諸表を作成するかということと、誰がこれに責任を認めるかということは無関係である。会計士は自ら会社の財務諸表を作成するかもしれない。しかしながら会社がこの財務諸表を採用すれば、これは会社のものとなる。会社は会計士の勧告を妥当と認めれば、受入れる。だが、会社がこれを受入れて自己の名前で財務諸表を発表すれば、当然これは会社の財務諸表となる。会社がこれを受入れなければ、会計士はこれを強制することはできないのである。」³⁾
 (強調引用者)

また同じ論説の中に「経営者が財務諸表に第一次責任を負い、監査人がそれをチェックすることは、財務諸表に二重（double）のチェックがほどこされ、二重の責任が重なることになる。……したがって、この二重責任の概念（concept of dual responsibility）は明らかに公共の利益に適うものである。」(Anon. 1940, 338-339) とある。ここにいう「二重責任」の意味は、経営者と監査人の責任の区別という意味ではなく、財務諸表に第一次責任を負う経営者は、自らが作成したか会計士に依頼したかにかかわらず、自ら財務諸表をチェックしており、その上に監査人が二次的に監査としてチェックを加えている、という意味である。つまり、1つの財務諸表に対して、作成者自らのチェックと監査人によるチェックという二重の責任の重なりを意味したものである。このため、わが国で「責任区分」の意味で用いられている「二重責任の原則」とは明らかに異なっているため、わが国では「二重責任の原則」という用語は「責任区分の原則」と言い換えるべき（朴 2015, 92）と指摘される。

もともとわが国監査基準が範とした19世紀末から20世紀初頭のアメリカでは、依頼人の財務諸表を作成する行為は、財務・原価会計システムの設計や財務諸表の分析・解釈といった幅広い会計業務として提供されていたものであり、その頃の監査はあくまでも当該業務の付随的なものに過ぎなかった⁴⁾。このため、上記引用にもあるように、実際に会計士が経営者から依頼を受けて財務諸表を作成し、それを銀行等向けに監査し保証するという業務は日常的に行なわれていた。だからといって、当該財務諸表を自社の財務諸表として受け入れるか否かは、経営者の責任のもとでの裁量の範囲内であり、財務諸表に対する一次責任が経営者にあることに議論の余地はなく、ことさらにその事実を強調するような基礎的な概念として明示する必要はなか

3) 「財務諸表は誰のものか」(岩田 1954) という議論は、もとは「貸借対照表は誰のものか」という論説 (Anon. 1940, 338-339) を参考にされており、「財務諸表を作成したのは誰かと、誰が財務諸表の主たる作成責任を負うかは別問題である」(岩田 1950c, 3~7) と紹介されている。

4) 20世紀初頭の会計士業務の詳細は、松本 (1995) を参照されたい。

った。一方、財務諸表に対する監査が広く定着していなかったわが国では、監査基準設定において、経営者と監査人との責任区分をあえて啓蒙的かつ基礎的な概念として強調しなければならない、という事情があったとも考えられる。

II-3. わが国二重責任の原則に対する理解

わが国監査基準の背景にあったいわゆる「二重責任の原則」が、果たして「監査人が会計上の情報を提供してはならない」という意味まで含んでいたかどうかを考えるに当たっては、1956年新監査基準から存在する補足的説明事項を考慮しなければならない。

1956年新監査報告基準において、補足的説明事項に係わる重要な点は、「財務諸表に記載されない事項」が監査報告書への記載対象として挙げられている点にある。二重責任の原則を持ち出すまでもなく、株主に対する受託責任・説明責任の観点からして、本来、財務諸表を利用するためには必要な情報は、経営者の側が財務諸表に注記し株主をはじめとする利用者に提供されることが当然である。しかし、補足的説明事項を定めた第三 報告基準 三の規定は、「次期以降の企業の財政状態及び経営成績に重大な影響を与える虞れがある事項」について、企業が財務諸表に記載しなかった場合に、監査人に対して監査報告書に補足して記載することを要求している。

補足的説明事項の記載理由について、「……、財務諸表の読者に企業の状況についての判断を誤らしめず、時にはすすんでよりよく理解せしめんとするためであつてみれば、それはかならずしも、新監査基準が三で規定するように『次期以降の企業の財政状態及び経営成績に重大な影響を与える虞れがあると認められるもの』だけにかぎらない。これはその一部であつて全部ではない。」（飯野他 1956, 89）と後発事象以外にも監査人が独自に情報を記載することの必要性が意思決定支援を理由として当時から解説されている。この結果、特に補足的説明事項をもって、意見報告書としての監査報告書における情報提供機能を担う記載項目と位置付けていた。

この補足的説明事項について、本来、「決算日付の財務諸表には何ら影響するものではないが、監査済の財務諸表が公表されたときには、すでに重大な変化がその財務諸表の背後に生じているのであるから、財務諸表に記載する必要はないにしても利害関係人の判断を誤導しないようにするためには、監査報告書に報告されることがきわめて望ましい」（黒澤 1957, 54）というように、利害関係者への配慮に基づくものである。つまり財務諸表に関連する一次情報（会計上の情報）であるにもかかわらず、利害関係者への配慮と時間的な問題から経営者に代わって監査人が監査報告書で記載するように求められたといえる。そして、補足的説明事項に関する報告基準の規定を、文言通りに取れば、決算日後に発生した後発事象について財務諸表での対応ができないために、監査人が、意見表明の枠外において、利用者に対して財務諸表を補完するための情報として監査報告書での対応を求めるものと解されるのである。

しかし、この補足的説明事項⁵⁾を規定した報告基準三について、その対象となる事象をヨリ具体的に規定した報告基準四で「監査年度経過後監査終了日までに、合併、買収等次期以降の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす事項」としたために、補足的説明事項の対象が後発事象に限定されるかのように捉えられるが、もともとこの報告基準四は「……補足的説明事項の例示を目的とした条項……」（飯野他 1956, 88）であった。このように例示規定との理解に立てば、本来、企業は財務諸表を作成するに当たって、財務諸表に記載されない財務資料、財務諸表を解釈するのに必要な会計上の情報、その他財務諸表の利用者に必要と思われる事項を、須く財務諸表の内に括弧書きその他の形式で脚注として、企業自らが記載するのが望ましいはずである。そうすれば、財務諸表の読者に企業の財政状態及び経営成績について誤解を与えることなく、さらにはヨリ良くそれらの事項を理解させるのに役立つであろう。しかし、企業側が記載しなかった場合には、監査人が企業に代わって監査報告書にその旨または当該事項を記載することで、財務諸表の読者に企業の情況についての判断を誤らしめず、時には進んでヨリ良く理解せしめんとするためであって、報告基準三で規定する「次期以降の企業の財政状態及び経営成績に重大な影響を与える虞があるものと認められるもの」だけに限らない。これはその一部であって全部ではないのである（飯野他 1956, 88-89）（強調引用者）。

このように広義に捉えた場合、補足的説明事項の枠にいわゆる付記事項に相当する記載が加わっていたことになる。付記事項は被監査会社の特殊事情、特殊な会計処理などについて利害関係者の便宜のために監査人が特に説明を加えた事項（日下部 1975, 388）をいうが、その記載に関する規定は監査基準上存在しない。この付記事項は、補足的説明事項と同様に監査意見に影響しない事項で、次期以降の発生事象に限定せず、利害関係者の意思決定に資するために特に必要と考えられる事項、或いは、省略すると誤解を招くおそれのある事項、であって財務諸表への記載がないか、あっても不十分な事項を指す。そこには、①正当な理由による継続性の変更、②財務諸表上の重要項目の会計処理に関する説明、③財務諸表上の重要項目に関する計算基礎の説明、④財務諸表上の表示科目の内容に関する説明、⑤財務諸表の注記に関する補足説明、⑥過年度の不当な会計処理の変更、⑦財務諸表上の数字と監査報告書上の数字との相違に関する説明などがある（日下部 1962, 6-7）（強調引用者）。

つまり、わが国監査基準は、その設定当初より、[図表2]のように、監査意見部分と情報提供部分という2つから構成されることを意図した。そして、そこで提供されるべき情報は、意見表明の対象ではなく、財務諸表の読者に企業の財政状態及び経営成績について誤解を与えることなく、さらにはヨリ良くそれらの事項を理解させるのに役立つ事項であり、財務諸表に記載がないものもその記載対象とする幅広いものが想定されていたことになる。

5) 補足的説明事項の改正経緯については、佐久間（2018）に詳しい。

[図表2] わが国監査基準の意図した監査意見と情報提供

監査意見 (広義)	範囲区分 意見区分(狭義)
情報提供 (広義の補足的説明事項)	補足的説明事項(狭義) 付記事項

(出所) 筆者作成

以上の結果、わが国監査基準設定当初は、財務諸表に開示されていない会計上の情報を、意思決定支援の観点から監査人が監査報告書において提供することを肯定的に捉えられていたことが判る。このため、監査基準設定当時から、いわゆる「二重責任の原則」のもとでも監査人が会計上の情報を含む監査意見以外の情報を提供することは禁止されていなかったのである。むしろ利用者の意思決定有用性の観点から、積極的に対応することを、当時の監査基準は求めていたことになる⁶⁾。

III. 責任区分を要請する拠処

20世紀初頭のアメリカにおいて、職業会計士が財務諸表の作成とともにその監査業務を請け負うという実務があったなかで、経営者と監査人の責任区分に関する啓蒙的な基本的概念は必要なかったとしても、経営者と監査人の責任について区別する社会的な規範はあったはずである。ここでは、経営者と監査人のそれぞれが負うべき責任を明示的に社会規範として確立し、その後のリーディング・ケースとなったCornucopia Gold Mines ケース (SEC 1936) と Interstate Hosiery Mills ケース (SEC 1939) を検討したい。

1936年の前者におけるSECの執行活動は、開示企業の会計業務を検証するためには、独立した外部監査人を必要とする、という初期のSEC規制の姿勢を確立させた。また1939年の後者のケースでは、財務諸表の作成に会計士が係わったとしても、開示企業の経営者に当該財務諸表の完全性に関する最終的な責任が帰せられることが、SECによって示された (Felker 2003)。

III-1. Cornucopia Gold Mines ケース

Cornucopia Gold Mines (以下、Cornucopia社) ケース (SEC 1936) は、先に見たような20世紀初頭のアメリカにおける代表的なものであり、会計士が財務諸表の作成と監査を兼務して

6) この後、1991年改訂監査基準では、監査人独自の判断に基づき、従来の補足的説明事項であれば記載可能であった財務諸表に不記載の会計上の情報を監査報告書に記載する可能性を否定し、情報内容のない強調事項という注意喚起に限定された。当該改訂によって、いわゆる「二重責任の原則」が過剰に意識され、監査人による会計上の情報を提供する機会を排そうとしたといえる。詳細は、松本・町田・関口 (2020) 第3章を参照されたい。

いた実例である。SECがCornucopia社に対して提起した訴訟では、1933年証券法第8条(d)項に基づき、Cornucopia社の登録届出書の有効性が争われた。具体的には、SECは、Cornucopia社が提出した登録届出書に瑕疵があると主張し、その根拠はDavid HillがCornucopia社の経理主任であると同時に独立監査人でもある（White and Currie事務所の従業員として）という二重の役割を果たしたことで、登録企業の監査証明書に記載が求められる独立性の要件が満たされていない（Barr 1959）、という点にあった。

事実関係

1930年にWashington州で設立されたCornucopia社は、1934年11月にForm A-1による登録届出書をSECに提出し、当該登録は1935年4月5日に有効となった。その際、Cornucopia社は、財務諸表の監査のために地元の会計事務所であるWhite and Currieと契約した。当該契約書によると、White and Currie事務所には年間5,000ドルに加えて年間の金属売上高の1%が支払われることになっていた。また契約には、監査業務に加えて、White and Currie事務所がCornucopia社の会計システムを導入すると同時に、オフィス・スペースを提供することも含まれていた。そしてこの取り決めの下に、1934年12月、White and Currie事務所の従業員だったDavid HillがCornucopia社の経理主任に任命され、その給料のすべてがWhite and Currie事務所から支払われた。さらに記録によると、David HillはSECに登録届出書を提出する以前にCornucopia社の株式を1,760株購入していた。

David Hillは、経理主任として、会計業務を行なう従業員を監督し、小切手や郵便物への署名も行なっていた。また登録届出書の作成において、David HillはCornucopia社の経理主任として届出書に署名すると同時に、White and Currie事務所の代表として会社の貸借対照表と損益計算書の監査も行なった。その後、当該事務所は監査事務所として、1933年法のスケジュールA(26)に基づき、財務諸表が独立した認可会計士の監査を受けた旨を記載した証明書を発行した。

SECによる訴訟手続と見解

SECは、David HillがCornucopia社の経理主任であると同時にWhite and Currie事務所の従業員であったため、Cornucopia社の登録届出書とともに提出された監査証明書が虚偽で誤解を招くものである、と主張した。そこにおいて、SECは、David Hillが独立した監査を行なうに当たり、Cornucopia社の株主であると同時に最高財務・会計責任者としての役割を無視することはできないと看做した。監査には、客観性をもって会社の帳簿や会計実務を調査し、発見された問題を批判したり修正したりすることが必要である。しかしDavid Hill自身が当該問題に関与していたはずであり、その結果、監査事務所のために行なわれた監査証明書の発行に係わるDavid Hillの監査業務において、White and Currie事務所は独立しているとは看做され得

ない。

またSECは、White and Currie事務所がCornucopia社の年間売上高の1%分を保有していたために、独立監査人としての地位を保持できなかった、と判断した。同時に当該契約は、登録企業に対する継続的かつ金銭的な利害関係を生み出すものである、と看做した。このような利害関係は、それ自体では監査人の客觀性を損なう原因にはならないものの、監査人の客觀性を喪失させるのに十分に重要かつ実質的なものと解された。というのも、当該利害関係のある者に会社の財務業績との間に非常に密接な関係を与えるとともに、Cornucopia社の経営陣とも強い個人的な関心を共有することになり、当該保有者は「独立会計士の本質である客觀性」を行使できなくなるからである、とSECは主張した。

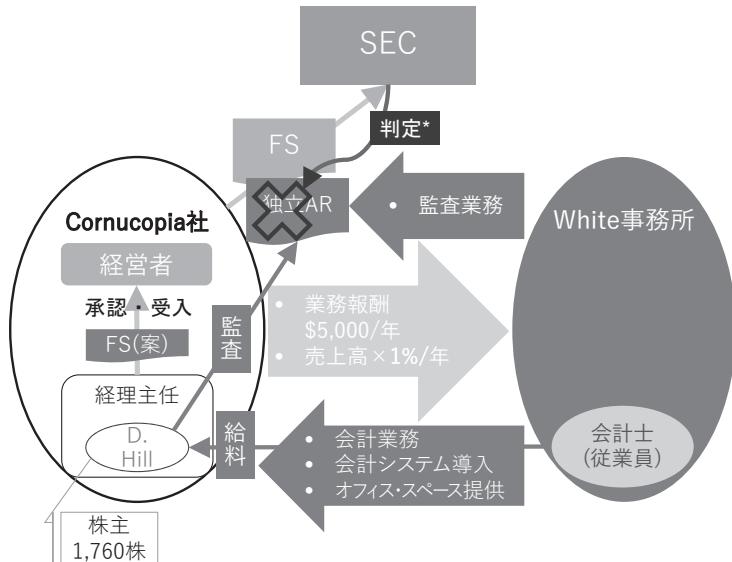
Cornucopia社側による、たとえ独立した監査人による登録届出書の証明書が発行されていなかったとしても、証明自体は重要ではないので意味はない——証明は、財務諸表に付けられた単なるタグであり、財務諸表内の情報の適否を示すものにすぎない——という主張をSECは却下した。SECの見解では、監査人による証明には独立の立場が必須であるとし、独立監査人による証明を強調する1933年法の真の役割は、登録企業の会計実務と会計方針について公平かつ独立して結論させることにある。この場合の検査業務は、精査ではないものの財務諸表に潜在し得る虚偽や上辺だけの正しさから投資者を保護できるレベルを提供するものである。金融の歴史は、健全な会計実務に対するこのようなチェックの必要性を示し、それが企業による財務状況の真実を提供することを支援している、とした。

裁定

したがって、財務諸表が独立した公会計士または公認会計士によって検査されているという証明書上の主張、及びWhite and Currie事務所とCornucopia社との関係が独立監査人と会計士という通常認められる関係であるという証明書上の主張は、1933年法第8条に基づいてCornucopia社の登録届出書の有効性を否定する停止命令の発出を正当化するのに十分な虚偽の重要事実の記載と解された。これらの不備によって、登録届出書に含まれる貸借対照表と損益計算書には不備があるものとされた。Form A-1の項目54と55は、貸借対照表と損益計算書の提出を要求しており、またスケジュールAでは、これらの項目が独立監査人の証明を必要と規定している。White and Currie事務所は、実際には独立していなかったことから、SECに提出された書類はスケジュールAに準拠しておらず、したがって不備があったといえる。

SECは、最終的な裁定を下すにあたり、手続開始時の登録届出書の審査に限定せず、Cornucopia社が登録届出書の発効日以降に提出した不備を解消した修正届出書を承認した。このため、Cornucopia社が登録明細書の不備を解消したこと考慮し、SECはその裁量権を行使してCornucopia社に有利となるように停止命令手続の中止を決定した。

[図表3] Cornucopia社ケースの事実関係



(出所)筆者作成

*1933年法の求める独立監査人による監査証明の要件を満たさないとのSEC判定。

■部分は、White事務所に係わる部分を示しており、監査業務関連と会計業務関連からなる。

■部分は、Cornucopia社の経営者に係わる部分である。

会計業務と監査業務の兼務におけるSECの判断

Cornucopia社に対するSECの意見書において注目される点は、情報の信頼性と真実性を投資者に保証するために、財務諸表に独立した監査人が関与することの重要性にあった。この理解により、SECは財務諸表に対する証明を財務報告における極めて重要な要素と捉えており、監査事務所がその証明書に署名することの必要性を監査事務所や企業は認識することとなった。

具体的な判断として、会社の帳簿の外部監査人であると同時に帳簿の作成者でもある場合は、独立した監査人に求められる偏向のない批判的な評価を行なうことはできないことが確認された。また監査事務所の従業員が監査依頼人と金銭的な利害関係を持っている場合には、監査事務所の従業員が会社の財務業績や経営に過度な関心を持つおそれがあり、これは監査事務所の独立性を阻害するものではないものの、「実質的かつ重要な」利害関係によって、個々の監査人が「独立会計士の本質である」客觀性を損なう原因となり得るとされた。

III-2. Interstate Hosiery Mills ケース

Interstate Hosiery Mills ケース (SEC 1939) は、34年証券取引所法 §19(a)(2)に基づく執行活動であり、NY株式場外市場 (NY Curb Exchange) から Interstate Hosiery Mills, Inc. (以

下、Interstate社）の株式取引を中断ないし停止させることが、投資者保護にとって必要ないし適切かどうかを決定することを目的とした。

1934年法 §12及び§13に従ってSECに提出された1934、35、および36年度の財務諸表が虚偽あるいはミスリーディングであるとの申立てに基づき、38年6月16日の命令が発出された。この財務諸表について、NY市在住の公認会計士からなるHomes & Davis事務所がそれらを作成し証明していた。

1938年11月7日、事実審において、(1)当該財務諸表が告発に値するほどに虚偽であったこと、ならびに(2)登録企業にも会計士にも過失があったと判決された。この結果、Interstate社の株式は、1938年2月15日に取引停止となった。

事実関係

Interstate社による年次報告書では、売上原価の過小計上によって、各年度の売上総利益を過大に計上されていた。同時に、貸借対照表上、現金、売上債権、棚卸資産、および剩余额において過大計上がなされた。これらの虚偽表示は、Homes & Davis事務所の従業員であったR. Marienによってなされた。

Interstate社の監査人を務めたHomes & Davis事務所は、1917年に設立された公認会計士事務所であり80～100名の会計士を雇用し、1929年6月より、帳簿の検査と、現金、売上債権、棚卸資産、ならびに他の勘定を独立して検査することでInterstate社の半期および年次報告書を証明すると同時に、会社の帳簿数値を単に無検査のまま分析・要約した月次の報告書をInterstate社向けに作成し提出した。

1934年に先立ってHomes & Davis事務所が提出したInterstate社の監査報告書には何らの虚偽記載の存在も指摘されていなかったが、Marienは、営業利益を過大計上し、貸借対照表項目を累積的に過大表示した報告書を作成し、Interstate社に提出していた。その際、取締役会は、虚偽記載を含む1937年の年次報告書草案を株主に提供することを既に決定していた。

1938年2月2日、Interstate社役員L. Greenwaldは、Marienが偽造した会社名義の銀行口座による2通の小切手を発見した。この事実は、Interstate社副社長のH. Greenwaldに報告されるとともに、Homes & Davis事務所の他の従業員によるMarienの作成した帳簿のチェックに至った。その上で、副社長H. GreenwaldはHomes & Davis事務所と会議を開催し、Marienが報告書作成に関する業務に引き続き携わり続けるものの、事務所パートナーのDavisの了承なしには如何なる数値も公表できないことが決定された。

SECによる訴訟手続と見解

聴聞会での争点とされたポイントは、以下の2つであった。

- ① Homes & Davis事務所がMarienの雇用に当たって正当注意義務を履行し、彼の業務をレ

ビューしたか否か。……監査人の業務内容とその注意義務

- ② Interstate 社の経営者が当該報告書における虚偽記載を発見すべきだったか否か。……経営者の業務内容とその注意義務

監査人側の争点

Homes & Davis 事務所の雇用プロセスについて、Marien 雇用時の背景調査に瑕疵があり、Marien が不正を犯すまでの 5 年間、Homes & Davis 事務所と Marien との間の関係は良好ではなかった。またその訓練プロセスにおいて、Homes & Davis 事務所パートナーの T. Philips の指導下で Marien は監査計画を立案し、1929年 6 月に初めて監査の任務に就いた上級会計士であった。そして1931年末まで、T. Philips は、Marien の業務を監督し、かつレビューしていたが、その後は監督されないまま Marien 自身が検査業務を遂行し、Philips がその報告書をレビューする形となっていた。

以上の結果、SEC は、Marien の行なった業務を前提にした場合、Homes & Davis 事務所の雇用と訓練プロセスにおける過失について、その責任を Homes & Davis 事務所に対して課するほど大きくはないと判断した。

次に Homes & Davis 事務所内のレビュー・プロセスとして、Interstate 社の帳簿に関する Marien の監査調書が、Marien の業務に責任を負う T. Philips によって十分にレビューされたかどうかが検討された。

Marien は監査報告書の草案作成に当たり、自身とアシスタントが作成したすべてのスケジュールや調書を参照した。しかし Marien が当該報告書案と関連する調書等をレビューのために Philips に提出した際、Philips は幾つかの異常な点について質問をしながら報告書を通読し、必要と認める事柄について修正を施した。ただし、それらの元になったスケジュールや調書を確認することはしなかった。

このような監査報告書草案作成における事務所内レビューについて、実際に事務所内で行なわれたレビューが会計事務所によって通常実施されるべき範囲よりも狭かったことを示すほど確たる証拠はない、と判定された。

さらに財務データに関する月次報告書は、Interstate 社の帳簿にある情報を検査することなく、分析し要約したものにすぎなかつたが、当該月次報告書には「無監査 (“non-audit”)」ではなく「月次精細監査 (“monthly detailed audit”)」と付記されていた。

最後に独立性に関連して、Homes & Davis 事務所によって監査報告書のために実施された手続は、独立した監査とは看做され得なかつた。というのも、実際、Marien は、記帳業務と監査業務の両機能を Interstate 社に対して果たしていたからであった。このため、SEC は、もし会計士が監査の対象となる会計業務まで担うことを許されたならば、監査の目的そのものまでもが失われる、と判断した。

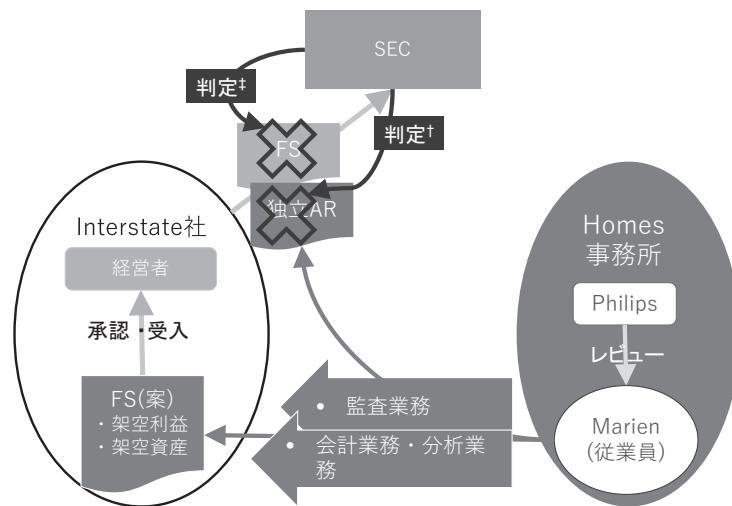
経営者側の争点

Interstate社の重要な記帳業務の大半は、誰からもノーチェックで誰のコントロール下にもないMarienの手によっており、Interstate社の経営者が4年間以上も何の疑いもなく不注意に一連の財務報告を承認して来たことには言い訳の余地はない。

経営者は、Homes & Davis事務所による報告書と自社内部の関連する報告書を比較する義務を負っており、それは報告書の正確性を自らテストするという義務のみならず、公表目的の財務諸表を保証するための手段として利用可能な全ての手段を用いるという義務も経営者の義務である。

つまりSECは、財務諸表として投資者に提供される情報を公表前に点検する義務は経営者にあり、独立監査人にそれを任せることはできない旨、明らかにした。SECに提出され投資者に流布される財務諸表に含まれる重要な虚偽やミスリーディングな情報について、たとえそれが実際に監査人によって引き起こされたり、作成されたものであったとしても、当該情報については経営者が責任を負うべきことをSECは明らかにした。この結果、SECは、会社の財務諸表作成における当該情報の正確性を確保する経営者の義務は、会社の記録を外部監査人に提供した後、その監査人が監査報告書を作成した時点でも、果たし終えたことにはならないことを警告した。すなわち、財務諸表は開示企業に帰属し、その内容については経営者が最終的に責任

[図表4] Interstate社ケースの事実関係



(出所)筆者作成

†自己監査は独立監査人による監査証明の要件を満たさないとのSEC判断。

‡経営者は、財務諸表を誰が作成したかにかかわらず、当該財務諸表を受け入れて公表した責任を負う。

■部分は、Homes and Davis事務所に係わる部分を示しており、監査業務関連と会計業務関連からなる。

■部分は、Interstate社の経営者に係わる部分である。

を負うとの判定を下したのである。

裁定

SECは、当委員会に提出された財務諸表の虚偽記載をInterstate社経営者が発見できなかつたことに過失があったと判定する。

34年法§19(a)(2)に基づき、SECは、虚偽記載の重大さと経営者の過失に関して、投資者の注意を喚起するために、Interstate社の証券登録を、合理的な期間、停止することが正当と判断する。しかし、当該会社の証券取引が既に1年以上停止されて來たことから、投資者の利益のもとに、その登録の抹消やさらなる停止を必要としない、と結論した。

IV. おわりに

わが国監査基準の設定から改訂に至る経緯から判ったように、わが国ではいわゆる「二重責任の原則」は財務諸表に対する経営者の責任と監査報告書に対する監査人の責任が区分されていること、すなわち経営者と監査人の負う責任の対象が異なることを意味する基本的概念として導入された。一方、わが国監査基準の範となつたアメリカにおいては、「二重責任」という用語は、1つの財務諸表に対して第1次責任を負う経営者のチェックと、第2次責任を負う監査人のチェックが重複して行なわれることが公益に資する、という意味で用いられていた。このため、本来、わが国のいわゆる「二重責任の原則」は、アメリカにおける用語法とは異なり、経営者と監査人の責任が区分された状態を指す「責任区分の原則」と称すべき概念であることが確認された。

またこの原則のもとでも、経営者が開示しない、或いは開示し得ない会計上の情報について、監査人が自らの判断で監査報告書に開示することは、監査基準設定以来、意思決定有用性の観点から要請されてきたのであり、監査人が会計上の情報を監査報告書で提供することまで禁止する意図は含んでいなかった。

さらにアメリカにおけるリーディング・ケースから明らかとなったように、監査済財務諸表に虚偽の表示があった場合に、当該虚偽の表示に関する法的責任は経営者にあり、監査報告書に虚偽があった場合にはその法的責任が監査人にあるというSECによる判断が、今日まで続く責任区分に関する拠処であった。そこでは、たとえ財務諸表を会計士が作成することがあったとしても、その内容をチェックし受け入れた後、公表することが経営者の責任であり、また監査人には独立した立場から財務諸表に対する意見を表明することに責任があるとした。

以上のように、二重責任の原則は、監査人による自己監査になるような事態は避けなければならないとするものの、あくまでも監査人と経営者の責任の対象が異なるという事実関係を示す概念に過ぎず、経営者が開示すべき会計上の情報を監査人が監査報告書に記載してはならな

いという意味まではその概念生成以来、想定されていないのである。従って、2018年に導入されたKAM対象項目として、経営者による未公表の情報を監査人が公益に資するという観点から監査報告書に記載することは、何ら二重責任の原則に抵触するものではなく、むしろ監査基準設定当時の意思決定有用性の観点から積極的な情報提供機能の発現としてなされることが求められるといえる。

参考文献

- 岩田 嶽 (1950a)『監査基準詳解』関西經濟連合会。
- 岩田 嶽 (1950b)「監査基準・監査実施準則解説——上——」『財政經濟弘報』第205号。
- 岩田 嶽 (1950c)「財務諸表は誰が作るのか・誰のものか」『監査』第1巻第2号。
- 岩田 嶽 (1954)『會計士監査』森山書店。
- 企業会計審議会 (1956)「監査基準の設定について」12月25日。
- 日下部与市 (1975)『新会計監査詳説〔全訂版〕』中央経済社。
- 黒沢 清・飯野利夫・江村 稔 (1956)『監査基準・監査実施準則・監査報告準則詳解』中央経済社。
- 黒澤 清 (1957)『監査基準の解説』森山書店。
- 近澤弘治 (1976)「第4章 会計士監査」黒沢清主編『近代会計学体系 VIII 監査会計論』中央経済社。
- 佐久間義浩 (2018)「補足的説明事項の改正経緯にみる監査人からの情報提供」『東北学院大学経営学論集』第10号。
- 朴 大栄 (2015)「二重責任の原則再考」『桃山学院大学総合研究所紀要』第41巻第1号。
- 松本祥尚 (1995)「職業会計士の発展における信用監査の位置付け」『研究年報』(香川大学経済学部) 第34号。
- 松本祥尚・町田祥弘・閔口智和 (2020)『監査報告書論——KAMをめぐる日本および各国の対応——』中央経済社。
- Anon. (1940), "Editorial: Whose Balance-sheet Is It?" Journal of Accountancy, 69(5) 338-339.
- Barr, A. (Chief Accountant) SEC (1959), "The Independent Accountant and the SEC," before the Twenty-First Annual Ohio State University Institute on Accounting (May 21).
- Felker, N. (2003), "The Origins of the SEC's Position on Auditor Independence and Management Responsibility for Financial Reports," Research in Accounting Regulation, 16.
- SEC (1936), In the Matter of Cornucopia Gold Mines, File No.2-1200; 1 SEC 364 (March 28).
- SEC (1939), In the Matter of Interstate Hosiery Mills, Inc., File No.1-300; 4 SEC 706 (March 18).